

航空局安全部長

危険物輸送に係る教育訓練について

1. 目的

本通達は運航規程審査要領細則(平成12年1月28日空航第78号)に基づき、本邦航空運送事業者等の定める危険物取扱いに従事する者に対する教育訓練の方法に係る審査を行うにあたって必要な細則的事項を定めることを目的とする。

2. 運航規程又は運航基準等に規定する内容

(1) 教育訓練の目的

(2) に定める教育訓練対象者に、その職務を全うできる能力を習得させるとともに維持向上させることが教育訓練の目的である旨定められていること。また、教育訓練対象者にその能力があると評価されるまでは、その職務に従事させないことが定められていること。

(2) 教育訓練対象者 (以下単に「対象者」という。)

対象者は、旅客手荷物を含む危険物輸送に係る全ての職務のうち、1つ以上のものに従事する者となるよう定められていること。

(3) 教育訓練の項目

以下の訓練項目が含まれられるよう定められていること。

①一般習熟訓練：危険物輸送に係る一般的な知識を習熟するための訓練

②職務特化訓練：担当する職務に応じ、その職務が全うできる能力を習得・維持向上するための訓練

③安全訓練：危険物の危険性の認識、危険物の安全な取扱い及び緊急時の対応に関する訓練

(4) 教育訓練の実施

①有効性

教育訓練の有効期限は、③の評価により能力があると確認された日の翌月から24箇月とすることが定められていること。能力があると確認された者は、有効期間に限ってその職務に従事することができるものとすることが定められていること。

ただし、教育訓練の有効期間の最後の3箇月間に再教育訓練及び評価を受け、能力があると確認された場合、新たな教育訓練の有効期限は、前回の教育訓練の有効期間が終了した月の翌月から24箇月とすることができる。

②教育訓練の期間

対象者が保有する危険物輸送に係る知識の状況、従事する職務の内容等を勘案して適

切と判断される期間が定められていること。

③評価

教育訓練の終了後、その職務を全うする能力の有無を検証するため、評価を行い、その能力があることを確認しなければならないことが定められていること。

また、新たな職務を割り振られた者については、評価を行い、その職務を全うする能力があることを確認しなければならないことが定められていること。

④追加教育訓練

③の評価において能力があることが確認できなかった場合、追加の教育訓練を行い、再度③の評価を行うことが定められていること。

⑤記録の保管及び管理等の指針

以下の事項を含む教育訓練及び評価の記録の保管及び管理等の指針が定められており、記録を常に提示できるよう保管及び管理することが定められていること。教育訓練及び評価の記録は、③の評価により能力があると確認された月から少なくとも 36 箇月間保管することが定められていること。

- a) 対象者の氏名
- b) 最新の教育訓練及び評価完了年月
- c) 教育訓練及び評価に使用した資料名等
- d) 教育訓練及び評価を実施した組織名称及び当該組織を識別するための情報
- e) 対象者が職務を全うする能力があると評価されたことを示す根拠資料

(5) 教育訓練に携わる教官

①教育訓練に携わる教官は、教育訓練を行おうとする職務の実施及び教育訓練について評価され、それぞれの能力を有していることが確認された者であることが定められていること。

②教官が教育訓練を行うことができる期限は、教育訓練を行った日又は教官としての能力を有していることが確認された日の翌月から 24 箇月とすることが定められていること。

(6) 教育訓練及び評価の委託

①教育訓練及び評価の一部又は全部を外部機関等に委託する場合は、当該機関が教育訓練機関として適切であると判断する理由が記載されていること。また、受託者が次の各号の要件を満たすことが必要であること、さらに、教育訓練及び評価の策定及び実施の責任は、最終的には委託者に帰するものであることに留意されていること。

- a) 教育訓練及び評価を適切に実施するため、教育訓練項目、教材及び教官等についての十分な教育訓練及び評価の体制を整備している者であって、かつ、教育訓練及び評価を受託した場合に、委託者が実施する場合と同等又はそれ以上の成果が達成可能と認められる者
 - b) 原則として、危険物輸送に係る教育訓練及び評価と類似の教育についての実績を有する者
- ②外国の基地等において、危険物輸送に係る職務を外国の外部機関等に委託する場合の当該外部機関等の職員等への教育訓練及び評価については、受託者が国際民間航空条約の

締約国に属しており、国際民間航空条約附属書第18 及びこれを補足する技術指針に準拠した内容の教育訓練及び評価を受託者の職員等に対して行っている場合は、当該受託者の教育訓練及び評価に係る計画等を訓練計画とみなすことができる。

附則（平成30年3月30日）

1. この通達は、平成30年4月1日から施行する。
2. この通達の施行の際現に承認を受けている危険物輸送に係る教育訓練計画については、なお従前の例によることができる。

附則（令和2年12月9日）

1. この通達は、令和3年1月1日から施行する。
2. この通達の施行の際現に承認を受けている危険物輸送に係る教育訓練計画については、令和4年12月31日までの間は、なお効力を有する。

附則（令和6年12月10日）

1. この通達は、令和7年1月1日から施行する。
2. この通達の施行の際現に認可を受けている又は認可の申請をしている運航規程又は運航基準等については、改正後の規定にかかわらず令和7年6月30日までは、なお従前の例によることができる。